

重要事項(注意喚起情報)

- 次の場合には、共済関係を解除します。共済関係を解除した場合は、そのときまでに発生した損害についても共済金の支払い責任を負いません。また、既に受取った農家負担共済掛金を返還しないことがあります。

(1)加入資格者が加入申込書兼変更届出書提出の際に告知を求められたものについて、故意若しくは重大な過失によってこれを告げず、又は不実を告げたとき。

(2)加入者が正当な理由がないのに農家負担共済掛金の払込みを遅延したとき。

※正当な理由とは、口座引落しを行なっている金融機関が災害等で機能停止した場合や、自然災害のため共済掛金を納入することができなかつた場合等をいいます。

(3)加入者が共済金の給付を行わせることを目的として損害を生じさせ又は生じさせようとしたとき。

(4)加入者が共済金の給付の請求について詐欺を行い又は行おうとしたとき。

(5)その他、共済関係の存続を困難とする重大な事由があるとき。

- 次の場合には、共済金の全部または一部を免責します。

(1)加入者が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。あるいは、加入者が損害防止の指示に従わなかったとき。

(2)加入者が損害発生の通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(3)加入者が共済加入申込書兼変更届出書の提出を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって共済加入申込書兼変更届出書に不実の記載をしたとき。

(4)加入者が共済加入申込書兼変更届出書に記載した事項に変更が生じたときの通知を怠り、または悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。

(5)加入者が植物防疫法の規定に違反したとき。

- 次の損害は、共済金の支払責任を負いません。

(1)戦争その他の変乱によって生じた損害。

(2)加入者またはその者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害。

- 共済金の支払財源に不足が生じたときは、共済金の一部を事業規程に基づき削減することができます。

- 個人情報の取扱い

(1)加入内容、共済加入申込書兼変更届出書記載事項やその他の知り得た情報(以下「個人情報」という。)については、引受の判断、共済金等の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの提供・充実を行うために利用します。また、本共済関係に関する個人情報は、他の共済の案内等のために業務に必要な範囲で利用することができます。

(2)農業保険法に基づく共済金支払責任の一部を国の保険に付しているため、国との間で個人情報を業務に必要な範囲で利用することができます。

(3)法令により必要と判断される場合、加入者・公共の利益のために必要と考えられる場合、国または地方公共団体等の実施する調査に協力する場合に、必要な範囲で個人情報を第三者に提供することができます。

- 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の対象農業者について

(1)畑作物の直接支払交付金の対象農業者であって、交付金を加味した共済金額で引受けを行った場合、当該直接支払交付金の交付の有無を確認し、最終的に交付金が交付されなかつた麦(小麦(パン・中華麺用とそれ以外を区分)、六条大麦などの種類別)があつたときは、その理由が、共済事故によって生じた損害(収穫皆無、全量規格外等)である場合を除いて、当該麦に係る引受け内容(共済金額(補償額))を変更し、本組合から共済掛金の一部返還を行うとともに、共済金が支払われているときは共済金の一部を返還していただくことになりますのでご了承ください。

(2)被害申告時に当該直接支払交付金のうち数量払のみを申請する旨の申告に基づき共済金が支払われた後に、面積払の交付を受けたことが確認された場合は、共済金の一部を返還していただくことになりますのでご了承ください。

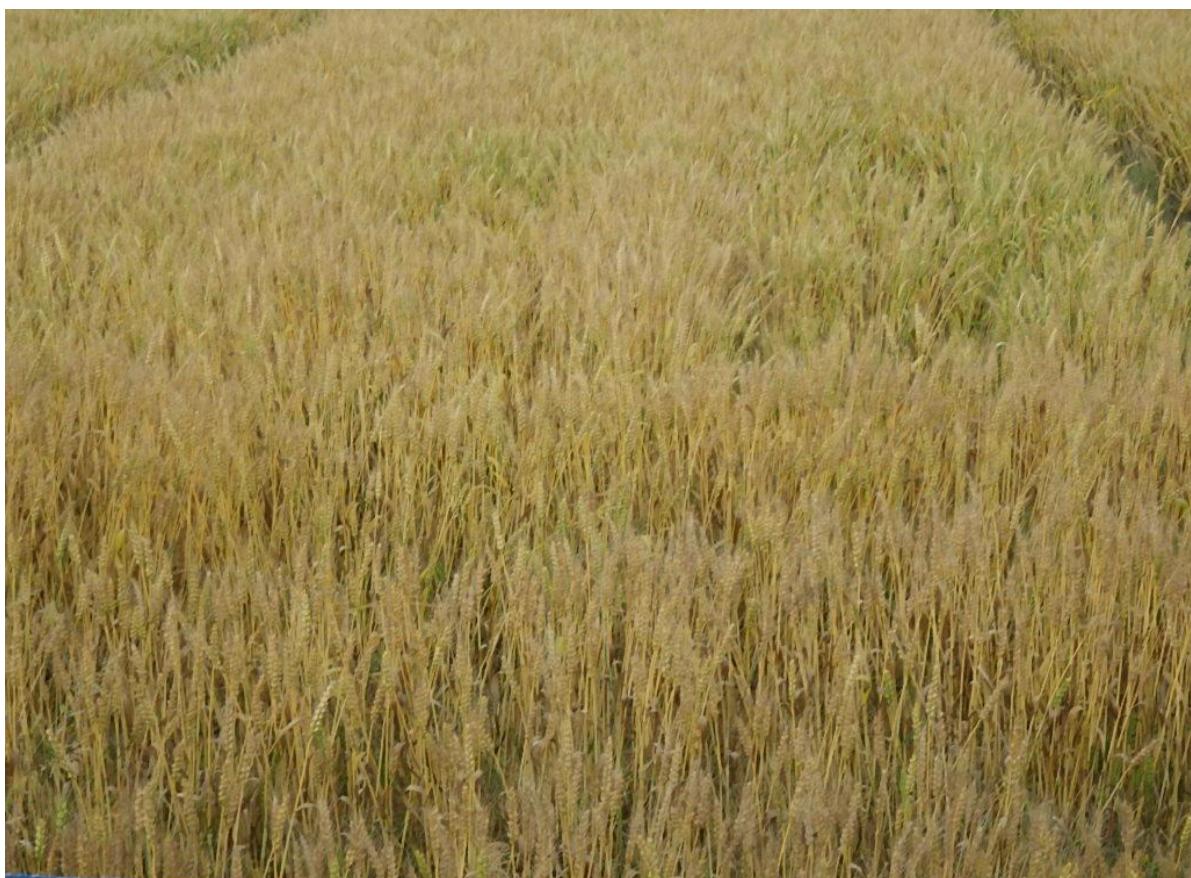
本書面は、麦共済への加入にあたり、確認いただきたい事項を記載しております。
内容を確認・了解をいただきますようお願い申しあげます。

詳しくは、お近くのNOSAI事務所までお問い合わせください。

麦共済

半相殺方式

麦共済は、自然災害等による被害が発生した場合に、共済金が支払われる公的な保険制度です。
麦が受けるさまざまな災害に備えて麦共済をお勧めします。



半相殺方式

半相殺方式は、農家単位に引受け、農家ごとについて2割を超える収量の減収があった場合に共済金を支払う方式です。

加入できる農業者は

- 麦を10ha以上耕作している農業者、法人、共済資格団体(営農組織等で一定の要件を満たした団体)となります。
- 麦を作付けしたすべての耕地をお申し込みください。

*おおむね全量をJA等へ出荷し、その出荷実績が得られる農業者には収量の減少及び品質の低下による収入の減少を補填する災害収入共済方式での加入をお勧めしています。

引受けの方法

麦共済の引受けは、「麦共済加入申込書兼変更届出書」に記入された麦作付計画及び「経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の交付申請の有無等に関する申告書」に基づいて行います。

補償期間

発芽期から収穫期まで

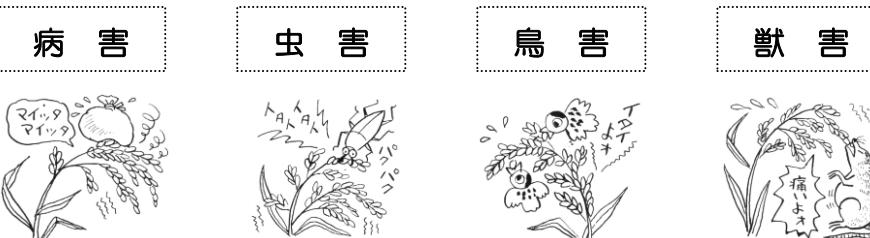
* 収穫期とは、適期に刈り取り、圃場から運び出すまでをいいます。

対象となる災害

すべての自然災害(風水害・土壤湿潤害・凍霜害*・雪害など)



*気温の急激な低下などにより、麦の幼穂形成期以後に発生する寒冷の被害を指します。



*この他、火災なども対象となります。

*圃場において赤かびの発生が確認され、赤かび病により乾燥調製施設への受入が拒否された場合も対象となります。

*薬害、車の飛び込みなど人為的な被害は対象になりません。

*肥培管理、病害虫防除、獣害防止対策の不適切など共済事故以外による減収がある場合には、支払われる共済金が減額することがあります。

補 償 額

$$\text{補償額} = \text{kg当たり価格} \times \text{基準収穫量} \times 80\%$$

* kg当たり価格は、民間流通麦の指標価格(経営所得安定対策の交付農業者は、指標価格に畑作物の直接支払交付金(数量払)を加えた額)を基に、毎年農林水産大臣が決定します。

* 基準収穫量は、その年の天候を平年並みとし、肥培管理なども通常に行われたときに得られる収穫量(平年収量)で、耕地ごとに定められます。

掛金・賦課金

$$\text{農業者負担掛金} = (\text{補償額} \times \text{掛け率}) - \text{国庫負担額} + \text{賦課金}$$

* **掛け率の約半分を国が負担します。**国庫負担率は掛け率によって異なりますが、県平均では50.9% (令和5年産実績)となっています。

* 掛け率は過去20年の被害率によって決まり、農業者によって異なります。

* 掛け率等は所定の期日までに納入してください。

共済金の支払い

$$\text{支払共済金} = \text{kg当たり価格} \times (\text{引受収量の合計} - \text{見込収穫量の合計})$$

* 経営所得安定対策の畑作物の直接支払交付金の面積払を受ける場合は、共済金が調整される場合があります。

* 「一筆半損特約」にお申込み頂くことで、一筆ごとに5割以上の減収があった場合にも共済金を受け取ることができます。

例 基準収穫量の合計2,000kg、kg当たり価格25円

見込収穫量の合計1,000kg

基準収穫量の合計(2,000kg)

引受収量の合計80%(1,600kg)

不補償部分20%

見込収穫量の合計 1,000kg	支払共済金 15,000円 25円×(1,600kg-1,000kg)	不補償部分
---------------------	---	-------

収量の減少の合計

* 災害が発生した場合は、収穫するまでに必ず被害申告をしてください。収穫後に被害が判明しても共済金を支払うことはできません。

